

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月6日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 泰輔

1 契約の概要

(1) 件名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金給付事業に係る事務局運営委託

(2) 委託業務の内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金給付事業に係る書類の印刷・発送、給付管理システムの手配、確認書(申請書)等の受理・審査、コールセンターの設置・運営等を行うための事務局を運営する。

2 履行(納品)場所

横浜市健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所、受託者の負担により国内に用意する場所

3 契約日

令和6年6月3日

4 履行期間

契約締結した日から令和7年3月31日まで

5 契約金額

1,133,175,799円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 JPメディアダイレクト(東京都港区虎ノ門1丁目21-17)
代表取締役 佐野 公紀

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

低所得者支援及び定額減税を補足する給付については定額減税の実施と併せて「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」、「こども加算」、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」、「調整給付」の一連の給付を実施する旨、国が令和5年12月22日に成案を得ました。

このうち「調整給付」等については、国から詳細の仕様が示されていませんでしたが令和6年5月に行われた国からの説明等により「調整給付」等に係る仕様が明らかになったため、国の事務連絡をもとに「新たに住民税非課税等になる世帯への給付」及び「調整給付」の取組を進めるにあたり、可能な限り早期に支給できる体制を構築する必要があったため、緊急契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和6年度）及び定額減税補足給付金の給付を行うため、下記3点について、迅速かつ安全に業務が履行出来る業者であること、かつ、令和5年度非課税世帯等臨時特別給付金給付事業にかかる受託会社であること。

- (1) 100席規模のコールセンターを短期間で用意し、適切な案内体制を構築すること
- (2) 申請書類等の手配、発送を令和6年7月下旬頃を目途に行えること
- (3) 書類の発送から給付までを一括で管理するシステムを立ち上げ、運用すること

9 所管課

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当